

公的価格の費用の見える化について

令和4年3月

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局

医療経済実態調査について

【調査の目的】

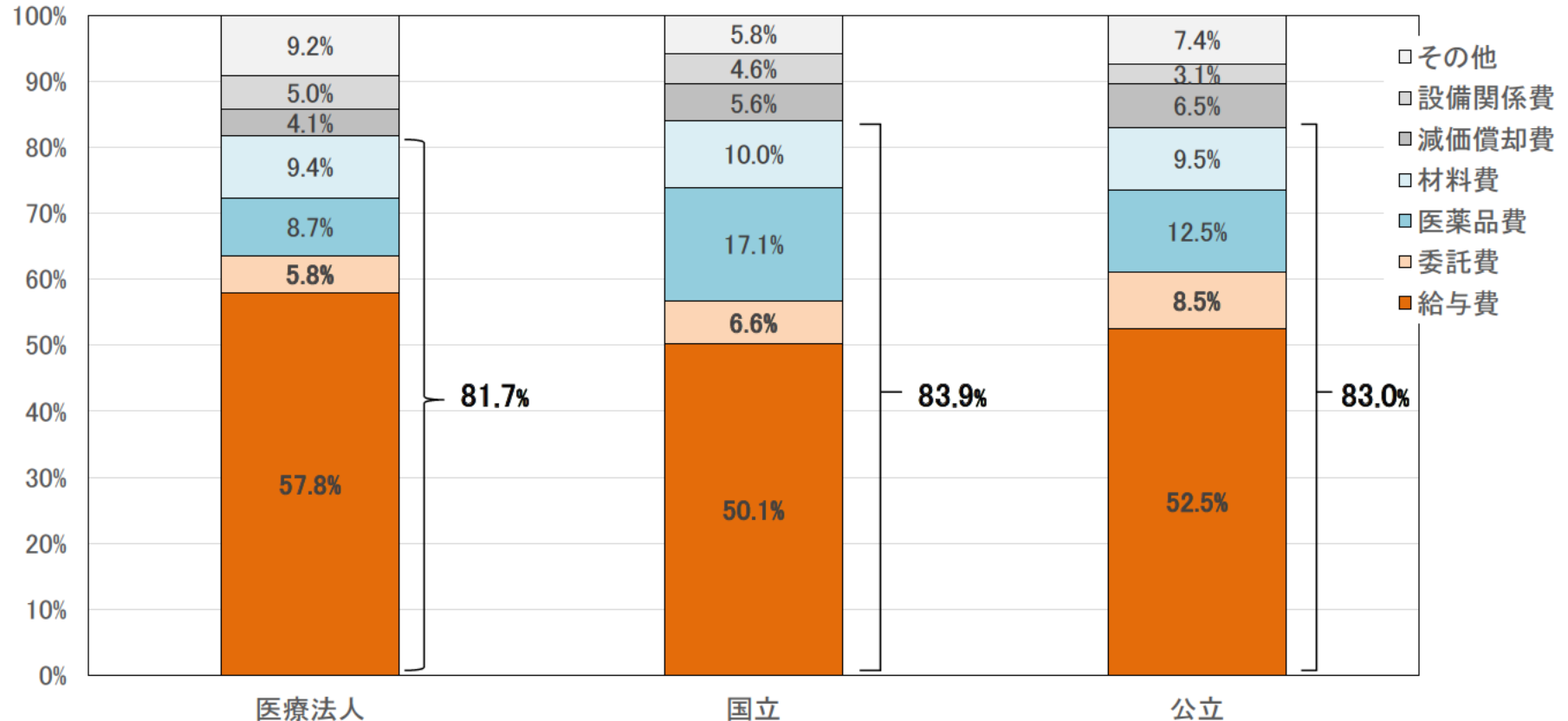
- 医療機関等における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、施設ごとの収支や、平均給与等の状況を調査。
- 調査は2年に1度、厚生労働省の中央社会保険医療協議会により実施。

【令和3年度調査における抽出率・有効回答率等】

| | 抽出率 | 調査対象施設数 | 有効回答数 (有効回答率) |
|-------|------|---------|---------------|
| 病院 | 1/3 | 2,305 | 1,218 (52.8%) |
| 一般診療所 | 1/20 | 3,114 | 1,706 (54.8%) |
| 歯科診療所 | 1/50 | 1,064 | 625 (58.7%) |
| 保険薬局 | 1/25 | 1,892 | 904 (47.8%) |

病院における費用の構造（経営主体別）

- 医業・介護費用のうち8割強は、日々の医療提供に要する人件費や物件費に充てられている。
- 開設者別にみると、高度な急性期医療を提供している施設の割合の高い国立病院では、物件費の割合が比較的高くなっている。

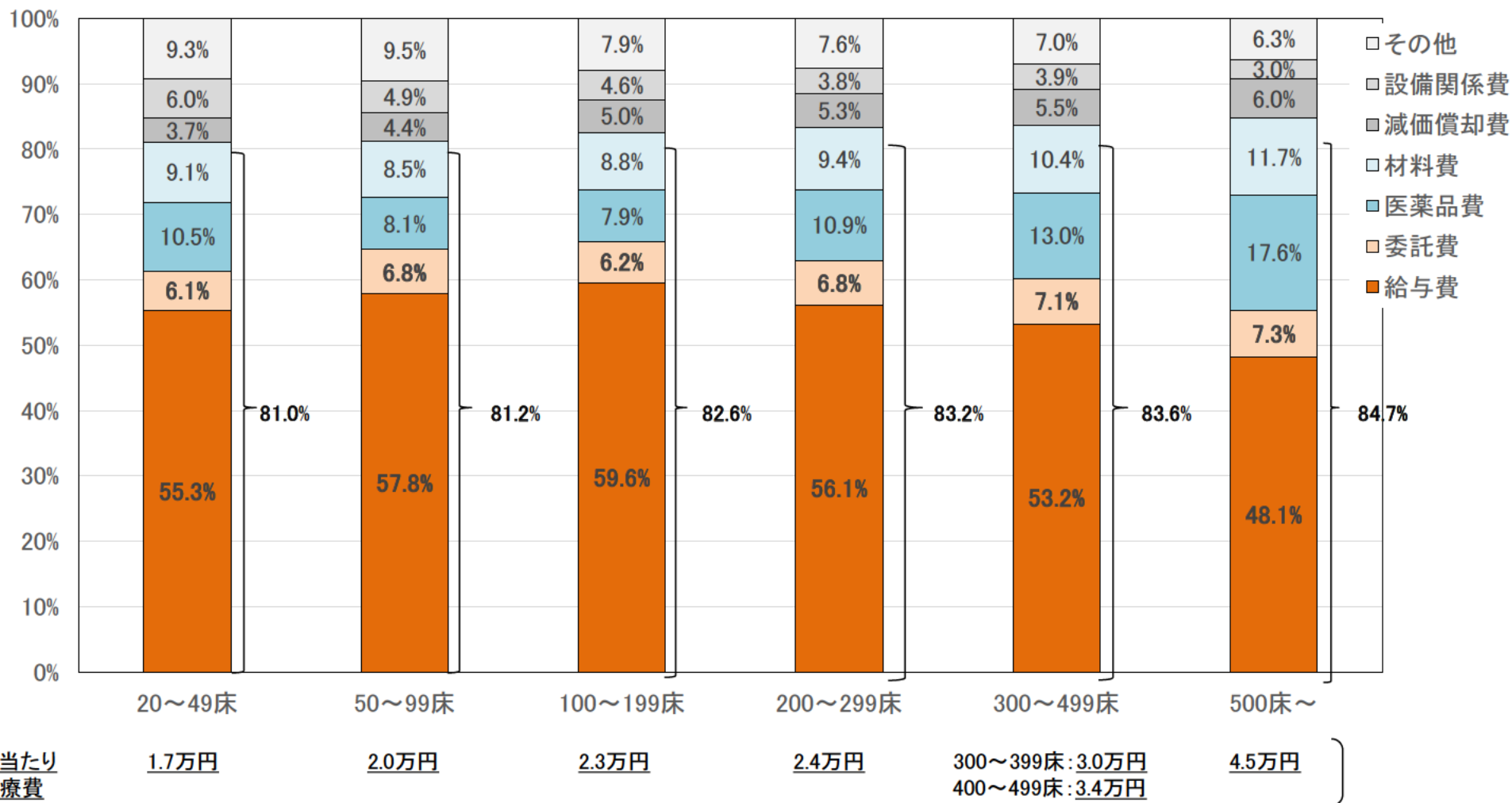


(出典) 令和3年度医療経済実態調査(令和3年3月31日までに終了する事業年度におけるデータ)

※委託費は、検査、給食、清掃、医療事務、警備等について委託をした場合及び派遣労働者を受け入れた場合の業務の対価の費用。

病院における費用の構造（病床規模別）

○ 規模別にみると、高度な急性期医療を提供する施設が多い大規模な病院では物件費の割合が高く、長期療養患者等に対する入院医療を提供する施設が多い小規模な病院では人件費の割合が高くなっており、医療機能の違いによる差が見られる



(出典) 費用の内訳: 令和3年度医療経済実態調査(令和3年3月31日までに終了する事業年度におけるデータ)

1日当たり医療費: 令和2年度医科医療費(電算処理分)の動向

※委託費は、検査、給食、清掃、医療事務、警備等について委託をした場合及び派遣労働者を受け入れた場合の業務の対価の費用。

医療経済実態調査と医療法人の事業報告書

(参考) 骨太の方針2021

「医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。」

| | 医療経済実態調査 | 医療法人事業報告書等 |
|---------|--|---|
| 対象 | 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局 サンプル調査により実施 ※抽出率 病院：1/3 一般診療所：1/20 等 ※任意回答であり、有効回答率は50%強 | 医療法人 (全数) |
| 提出方法 | 電子媒体又は紙媒体による提出 ※電子媒体による回答率：約60% | 電子媒体又は紙媒体による提出 (電子媒体は2022年3月期決算以降) |
| 回答単位 | 施設(病院、診療所又は薬局)単位 | 法人単位 |
| 調査・届出時期 | 2年に1度、過去2事業年度分の内容を調査 | 法人の事業年度終了後3か月以内に届出 |
| 期間 | 調査客体ごとに、2事業年度分を調査 | 個々の医療法人ごとに、毎事業年度届出 |
| 調査・届出項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の収益、費用(内訳として入院・外来収益、給与費、医薬品費等) ・固定資産/負債、流動資産/負債(総額) ・許可病床数 ・設定している入院基本料等(一般病棟/療養病棟等) 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・本来業務、附帯業務による収益・費用(総額) ・固定資産/負債、流動資産/負債(内訳あり) ・許可病床数 ・設立年 ・開設する施設の種類 等 |
| 開示方法 | 厚労省HPに集計結果を掲載 | 個別の事業報告書等について、都道府県に請求すれば、閲覧可 |

介護事業経営実態調査について

【調査の目的】

- 各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得るため、3年に1回、報酬改定年の前年に、改定後2年目の状況を調査（※改定前後の状況については、介護事業経営概況調査として改定年の翌年に調査実施）。
- 直近では、令和2年5月に、令和2年度調査（令和元年度決算を調査）を実施し、令和2年10月に結果公表。

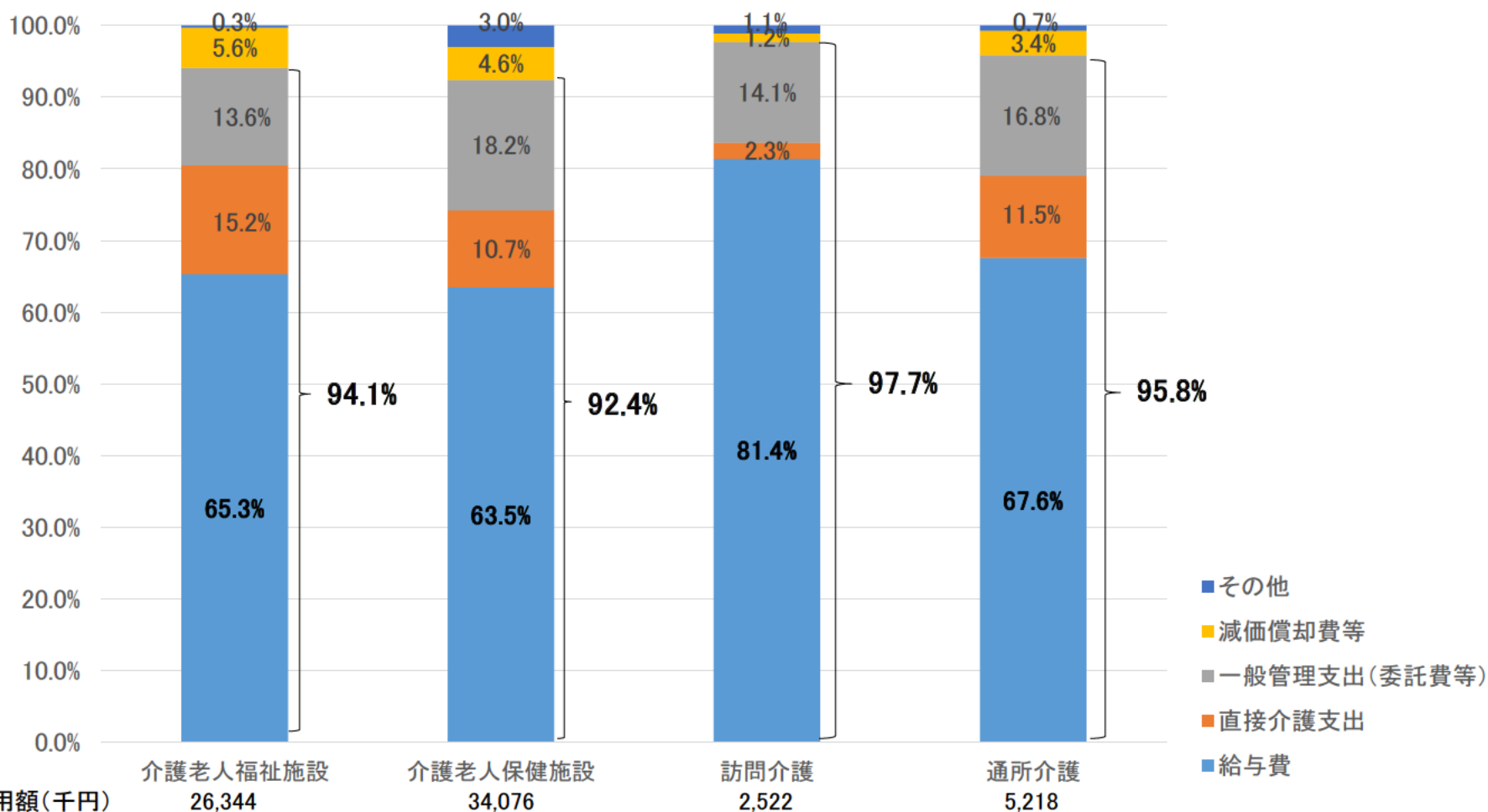
【調査の対象等（令和2年度調査）】

- 調査対象 : 全ての介護保険サービス等
- 抽出方法 : 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、1/1～1/20で抽出
- 調査客体数 : 31,773施設・事業所
- 有効回答数 : 14,376施設・事業所（有効回答率：45.2%）
- 調査項目 : サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入の状況、支出の状況 等

主なサービスにおける介護事業費用に占める各費用の割合（介護事業経営実態調査）

○ 介護事業費用のうち、いずれのサービスにおいても9割以上が給与費、直接介護支出、一般管理支出（委託費等）に充てられている。特に訪問介護については、給与費の割合が高い。

※ 各サービスの介護事業費用について、経営主体別、規模別には大きな違いはみられなかった。



介護施設・事業所等の経営状況の把握について

(参考) 骨太の方針2021

「医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を構築する。同様に、介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する。」

◆財務状況の公表状況

| | 社会福祉法 | 障害者総合支援法 | 介護保険法 |
|------------|--|---|--------------------|
| 報告義務 | 社会福祉法人は、計算書類（法人・事業区分・拠点区分で作成）等を所轄庁に届け出る義務（社福法59条等） | 事業者は、情報公表対象サービス等情報を都道府県に報告する義務（障76条の3①、介115条の35①） | |
| 公表義務 | 社会福祉法人は、計算書類（法人・事業区分・拠点区分）等を公表する義務（社福法59条の2①） | 都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（障76条の3②、介115条の35②） | |
| 公表対象（財務状況） | 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースを整備（社福法59条の2⑤） | 事業所等の財務状況（施行規則別表一） | — （財務状況に係る規定なし） |

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

| 現況報告書等のダウンロード | | |
|---------------|--------|--------|
| 報告年度 | 現況報告書 | 計算書類 |
| 令和3年度 | ダウンロード | ダウンロード |
| 令和2年度 | ダウンロード | ダウンロード |
| 平成31年度 | ダウンロード | ダウンロード |
| 平成30年度 | ダウンロード | ダウンロード |
| 平成29年度 | ダウンロード | ダウンロード |

障害福祉サービス等情報検索システム

| 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料） | | |
|------------------------------|--------------------|--------|
| 事業活動計算書（損益計算書） | 損益計算書.pdf | ダウンロード |
| 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書） | - | |
| 貸借対照表（バランスシート） | 貸借対照表.pdf | ダウンロード |
| 就労支援事業事業活動計算書 | 事業活動計算書.pdf | ダウンロード |
| 就労支援事業別事業活動明細書 | 就労支援事業別事業活動明細書.pdf | ダウンロード |